

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1. 事業所の概要

名 称	八女市八女地域包括支援センター
設 置 者	医療法人社団 慶仁会
所 在 地	〒834-8585 福岡県八女市本町647番地
電 話 番 号	0943-23-1203
指定年月日	令和3年4月1日（指定更新 令和3年4月1日）
事業の種類	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント
事業所番号	4002300103

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限りその住み慣れた地域において、その尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療との連携に配慮し、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントによるサービス計画を作成するとともに、指定サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者と連絡調整その他の便宜の提供を行う。
運営の方針	1 利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。 2 利用者の心身の状況や置かれている環境などに応じて、ご利用者やご家族の意向などに基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行います。 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、医療機関、他の居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者等との連携に努めます。 5 サービス計画の作成にあたって、利用者は担当職員へ複数のサービス提供事業所の紹介を求めることや、サービス提供事業所の選定理由の説明を求めることができるよう配慮します。

3. 職員の職種、人数

職 種		人 員
管理者		1 名
専 門 職	保健師又は経験のある看護師	2 名以上
	社会福祉士又は経験のある社会福祉主事	2 名以上
	主任介護支援専門員	2 名以上
	介護支援専門員	2 名以上

4. 通常の事業実施地域

八女市旧八女地域とします

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、八女市の休日を定める条例（平成元年八女市条例第17号）に規定する休日を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

6. サービスの内容

- 1 介護予防支援及び介護予防・生活支援サービスの内容
 - (1) 介護予防及び介護予防ケアマネジメントによるサービス計画（以下「介護予防ケアプラン」という）の作成
 - (2) 要介護支援認定の申請代行（本人及び家族が出来ない場合）
 - (3) 介護予防ケアプランの提出代行
 - (4) サービスの利用のための連絡調整
 - (5) 給付管理業務
- 2 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの流れ
 - (1) 契約・重要事項説明
 - (2) アセスメント
 - (3) 介護予防ケアプランの作成
 - (4) 介護予防または介護予防・生活支援サービスの利用
 - (5) 評価

7. 申込みからサービス提供までの流れ

- 1 利用者自身のサービスの選定と同意
 - (1) 利用者自身がサービスを選定することを基本に支援し、サービス内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - (2) サービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
 - (3) 利用者は介護予防ケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を、介護支援専門員に求めることができます。
- 2 主治の医師及び医療機関等との連携
 - (1) 利用者が医療機関に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるように求めます。
 - (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て、主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供いたします。
 - (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この場合において介護支援専門員は、介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを主治の医師等に交付いたします。
- 3 障がい福祉制度の相談支援専門員との連携
 - (1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

8. 利用料金

介護保険法の規定に基づいて介護保険から給付されますので、ご契約者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用料金負担はありません。（法定代理受領）

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金を受け取ることができない場合は、サービス利用料金の全額をお支払ください。

○介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント A 費 4,420 円／月

○介護予防ケアマネジメント B 費 3,100 円／月

（初回加算 3,000 円 委託連携加算 3,000 円）

9. 相談・苦情

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談や苦情、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに基づき提供している各サービスについてのご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。

電話：0943-23-1203 担当：八女市八女地域包括支援センター 管理者

10. 秘密の保持

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

なお、事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者およびご家族に関する個人情報を用いません。個人情報が含まれる記録物については、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11. 事故発生時の対応

事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントまたは介護予防支援・生活支援サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業者が利用に対して行った介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントまたは介護予防・生活支援サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 都道府県・市町村相談苦情窓口

・「福岡県国民健康保険団体連合会」

総務部 介護保険係（介護サービス相談窓口）

〒811-0046 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

TEL：092-642-7859 FAX：092-642-7857

・「福岡県運営適正化委員会」

福岡県社会福祉協議会内

〒816-0804 春日市原町 3 丁目 1 番地 7 クローバープラザ 4 階

TEL：092-915-3511 FAX：092-915-3512

・「八女市」

八女市健康福祉部介護長寿課介護サービス係 TEL：0943-23-2545

八女市健康福祉部介護長寿課介護保険係 TEL：0943-23-1353